

日本カナダ学会名誉会員に関する規程

2001年9月15日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、日本カナダ学会規約第5条に基づき、名誉会員の推戴に関して必要な事項を定める。

(名誉会員の選考)

第2条 理事会は、日本カナダ学会（以下「本学会」という。）の会員として長期間にわたって活躍し、カナダ研究及び本学会の発展に顕著な功績があったと認められる者を名誉会員に推戴することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、会員以外の者であっても、本学会に対する貢献が特に顕著であると認められる者を名誉会員とすることができる。

第3条 理事及び監事は、名誉会員とすべき候補者について、本人の内諾を得たうえ、履歴書及び推薦理由書を添えて、理事会に推薦することができる。

2 前項に基づいて推薦された者を名誉会員に推戴するためには、理事会の3分の2以上の多数の賛成を必要とする。

(名誉会員の地位)

第4条 名誉会員は、会費納入の義務、総会における議決権及び役員選挙にかかわる権利を除き、正会員と同等の地位を有するものとする。

2 名誉会員の地位は、これを終身とする。ただし、理事会は、本人の申し出により、名誉会員の辞退を認めることができる。

附 則

この規程は、2001年9月15日から施行する。